

特定公益増進法人に対する寄付金のお手続き方法について

1. 特定公益増進法人に対する寄付とは

特定公益増進法人への寄付とは、国が「特に公益性が高い」と認めた法人（例：公益財団法人、学校法人、日本赤十字社など）に対して行う寄付のことです。

このような法人に寄付すると、通常より大きな税金の控除（寄附金控除や損金算入）を受けられるのが特徴です。本学はご寄付いただける方へ税制上の優遇が受けられるよう所轄庁である文部科学省の認定を受けております。

2. お手続きの方法

- ①以下の書類を、学校法人東成学園 昭和音楽大学 総務部 財務・経理課宛にご送付ください。（ご持参される場合には予めご連絡をお願いします。）

§ 寄附申込書（本学様式1） [こちらからダウンロード](#) できます。

※申込書にあわせましてご寄付をご担当される担当者様のお名刺等を1部お送りください。（本学から事務連絡等する際に使用させていただきます。）

- ②本学にて申込書を確認させていただきましたら、本学担当者より貴法人ご担当者様へ連絡をさせていただきます。その後、以下の金融機関口座へ寄付金をお振込みください。

りそな銀行 新百合ヶ丘支店 （普通） No.1426326

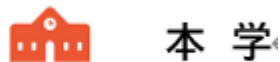
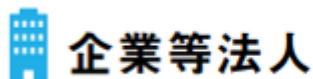
口座名義 がっこうほうじん どうせいがくえん 「学校法人東成学園」

- ③寄付者様からのご入金を確認しました後に、本学から貴法人様へ寄付金の領収書と本学が特定公益増進法人である証の書類をお送り致します。これらの書類は法人税申告時に必要となりますので大切に保管いただくことになります。

【注意事項】

- ① 寄付者様からの寄付金の受領日（領収日）が、寄付金受領証の発行日となります。決算期間近にお手続きされる場合には、事前にご相談ください。
- ② 寄付者様が本学へ振込してから「寄付金受領書」がお手元に届くまでに1～2か月程度の時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

特定公益増進法人に対する寄付金 お手続きの流れ



寄付金の支出(振り込み)

①(ア)取りまとめて
事業団へ振り込み

- ① 寄附申込書をお送りいただきます。
- ② 本学にて申込書を確認させていただき、お振込みの連絡をさせていただきます。
- ③ 本学の所定口座へお振込みをお願いいたします。

寄付金受領書の受け取り
(税の申告書類)

寄付金受領書の受取
寄付者へ寄付金受領書の送付

- ④ 口座に入金の確認ができましたら、寄付金受領書を発行いたします。
- ⑤ 本学より寄付者様へ受領書等一式の書類をお送りさせていただきます。

税負担額について (特定公益増進法人に対する寄付金)

【法人税の軽減額の計算例】 例えば寄付金を2,000,000円支出した場合

$$(資本金 \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2$$

【寄付金の損金算入限度額の計算例】

(金額単位:円)

①特別損金算入限度額

資本金	所得
$(200,000,000 \times 0.375\% + 20,000,000 \times 6.25\%) \times 50\% =$	1,000,000

②一般損金算入限度額

資本金	所得
$(200,000,000 \times 0.25\% + 20,000,000 \times 2.50\%) \times 25\% =$	250,000

(注)①、②とも所得の金額は、寄付金支出前の当期の所得金額です。